議案第５８号

損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償額を決定する。

２０１２年（平成２４年）３月５日提出

藤沢市長

鈴　　木　　恒　　夫

１　損害賠償額

2,７００,０００円

２　相手方

[redacted]

３　事故の概要

２０１０年（平成２２年）８月４日藤沢市民病院において，心臓カテーテル検査を施行後，カテーテル穿刺部において形成された仮性動脈瘤の発見が遅れたことにより，右手指の運動・知覚障害等の損害を与えたもの

提案理由

藤沢市民病院における医療事故に係る損害賠償額の決定をしたいので，地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により提出する。

参　考

地方自治法　抜粋

第９６条　普通地方公共団体の議会は，次に掲げる事件を議決しなければならない。

⑬　法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。